さるるを賜らんことを乞う、等の因ありて案に在り。 るの外、所有の原船二隻は夏沢に趁りて遣発し回国せしむるを准

ば、 国の属島に漂入するやも亦た未だ定むべからず。倘し閩地に淹留(ユ) する有れば、仍お祈るらくは、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至 して施行せんことを。 と切なり。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。煩為わくは査照 意を仰体し、早やかに遣発して返棹するを賜らんことを。望むこ 今、該原船二隻は秋を過ぎて冬に至るも尚お未だ国に還らざれ . 恐るらくは或いは風に阻まれて閩省にあるや、 抑も或いは本

須らく咨に至るべき者なり。

乾隆三十四年(一七六九)十一月十七日 福建等処承宣布政使司に咨す

注 (1) 淹留 滞在する。逗留する。

2-52-05 魏開功等に付した執照(乾隆三十四《一七六九》、十一、十七) 琉球国中山王尚穆の、乾隆三十四年の接貢のため、存留通事

琉球国中山王尚 (穆)、恭しく勅書を迎え、 併びに使臣を接回

する事の為にす。

正議大夫毛維基等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せ 京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。 しむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して 照らし得たるに、乾隆三十三年冬、業に貢使の耳目官毛徳儀

せしめんとす。 皇上の勅書併びに欽賞せる幣帛を迎え、及た京より回る使臣の毛 名を帯領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく 徳儀・毛維基・毛景成は閩に在りて存留する梁廷枢等と与に還国 し。此れが為に特に都通事林邦哲等を遣わし、梢役共に八十二員 茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべ

得る毋からしめよ。 沿海の巡哨官軍は、 事魏開功等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び に、王府の礼字第九十七号半印勘合の執照一道を給発し、存留通 して便ならざるを致すを恐る。合行しく給照すべし。此れが為 但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留 験実して即便に放行し、 留難して阻滞するを

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 (3) 楊光祖 林邦哲 跟伴八名 跟伴四名

存留通事一員 魏開功 跟伴六名 使者二員

管船夥長・直庫二名 毛<sup>(4)</sup> 維 植・

## 水梢共に五十八名

乾隆三十四年(一七六九)十一月十七日右の執照は存留通事魏開功等に附し、此れを准けしむ

- (『家譜(二)』二三〇頁、紅日昴の譜)。 一四日に那覇港を出発し、八月八日烽火山洋面で颶風に遭い漂 十四日に那覇港を出発し、八月八日烽火山洋面で颶風に遭い漂 流し、三沙地方に渡り、福寧府を経て福建に護送され帰国した では乾隆四十五年、五十二年の在船都通事(巻六六・七三)と 注(1)魏開功 高嶺里之子親雲上。乾隆三十四年の存留通事。『宝案』
- 贈大使(巻四五)としても名がみえる。 の譜)。乾隆三十四年の使者。『宝案』では乾隆二十六年の司養(2) 武成允 仲尾次筑登之親雲上喜教(『家譜(二)』八四頁、金節
- (3) 楊光祖 康熙五十四~乾隆五十四年(一七一五~八九)。首里系(3) 楊光祖 康熙五十四~乾隆五十四年に富帝、四十三年に才乾隆二十六年座敷に陞る。乾隆三十四年に官舎、四十三年に才を入れ、長堂家)八世。嘉味田親雲上昌常。乾隆二十四年当座敷、
- (1)』七一八頁)。
  (1)』七一八頁)。
- 管船直庫(巻五五)としても名がみえる。(5)与利航(乾隆三十四年の管船直庫。『宝案』では乾隆三十六年の